

# 浄賢寺納骨堂使用規則

## (目的)

**第一条** 本規定は、宗教法人浄賢寺が運営する納骨堂（以下、「納骨堂」という。）使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

## (納骨堂の使用)

**第二条** 使用者は、契約書に記載された納骨棚の区画を、契約成立後、第八条または第九条の規定により契約が解除されない限り使用する権利を有する。

- 2 使用者は、納骨堂における仏事方法については当寺院の宗旨に従わなければならない。
- 3 使用者は、当寺院に届け出て、使用者の親族及び縁故者の焼骨を4壺まで納骨する事が出来る。
- 4 使用者は、納骨に際し各市町村の発行する埋葬許可証を添えて、当寺院に届けなければならない。
- 5 使用者は、焼骨の納骨、供養以外の目的のために納骨堂を使用してはならない。
- 6 使用者は、当寺院の承諾を得ずに納骨棚を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨場所を使用させてはならない。

## (使用期間)

**第三条** 同一世帯の納骨棚は、使用者のいる限りにおいては最初の納骨後30年間使用できる。

- 2 納骨棚は、規定年数経過後も規定の維持管理費を支払い、使用期間を延長することができる。
- 3 使用者が死亡または放棄した場合は、その時点から1年後に当寺院が遺骨を集骨堂に移し永代管理するものとする。
- 4 納骨棚の設置については。当法人が設置場所を決めるものとする。

## (使用料)

**第四条** 使用者は、納骨堂委託契約時に棚段冥加金40万円と維持管理費10万円（計50万）か集骨堂代々管理費25万円を支払わなければならない。

## (納骨堂の管理責任)

**第五条** 納骨堂の清掃、整備、遺骨その他の管理については、当寺院がその責任を負う。

- 2 当寺院内の第三者による事故、または盗難等については当寺院に責任は無いものとする。
- 3 使用者は、その責に帰すべき事由により納骨堂の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任と負担で同等のものを復元しなければならない。

## (使用者の地位の承継)

**第六条** 使用者の継承者が納骨堂の使用を継承しない場合には、書面をもって当寺院にその旨を届け出るものとする。

- 2 住所の移動や死亡の場合は、直ちに管理者に届け出ること。

## (使用者による契約の解除)

**第七条** 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

- 2 使用者の死亡によりその地位を承継した者は、使用者に準じる。

- 3 契約が解除された場合において、焼骨が納骨されておらず、かつ委託料が支払われているときは、当寺院は支払われた委託料の全額を返還するものとする。
- 4 契約が解除された場合において、焼骨が納骨されており、使用料が支払われていて、かつ使用年数が残っている場合は、維持管理費のみ返却する。当寺院は納骨棚10万円を残り年数(10年単位)で計算する。集骨堂の返却はなし。

#### (当寺院による契約の解除)

**第八条** 当寺院は、使用者が委託料及び継続費用を支払わなかったときは、書面をもって契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一つ以上に該当する場合には、当寺院は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときは書面をもって契約を解除することができる。
  - 一 使用者が死亡した日から1ヵ年を経過しても継承する者がいないとき。
  - 二 使用者の所在が不明で、連絡が取れなくなって3ヵ年を経過した場合には、当寺院は納骨された焼骨を集骨堂に移すことができる。
  - 三 第二条第五項に規定する使用の目的に違反して納骨棚を使用した場合。
  - 四 第二条第六項の規定に違反して、納骨棚を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨棚を使用させた場合。
  - 五 その他、本規則に反した行為及び当寺院や他の使用者に迷惑を及ぼす行為があった場合

#### (契約の終了及びこれに伴う措置)

**第九条** 契約は、第七条及び第八条の規定により契約が解除された場合終了する。

- 2 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後1年を経過した場合には、当寺院は、納骨された焼骨を集骨堂に移すことができる。
- 3 契約の終了した納骨棚については、新たな第三者と使用契約を結ぶことができる。この場合元使用者等は、当寺院に対して異議を申立てることはできない。

#### (不可抗力による免責)

**第十条** 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令・規則の改定、政府行為、その他の不可抗力により、当寺院が本契約の全部又は一部を履行できない場合、当寺院はその責務を負わない。

- 2 前項の事由が生じた場合、当寺院は使用者に対しその旨を通知する。この通知発送後6か月を経過しても、前項の不可抗力事由が解除されず、本契約の目的を達成することができない場合、当寺院は本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (規則の改定)

**第十一条** 関連法律・条令の改正があった場合、本規則を改定することがある。